

鹿屋市建築工事等の情報共有システム活用要領

1 趣旨

鹿屋市発注の建築工事等において、受発注者の業務効率化及び目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事及び業務

- (1) 鹿屋市発注の建築工事、設備工事及び業務のうち「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」若しくは「建築設計監理業務委託取扱要領」により積算を行った設計金額が1,000万円以上の工事又は業務を対象とする。
- (2) 前号の工事に係る工事管理業務委託、及び同号の工事に関連して発注者が指定する工事についても対象とする。
- (3) 対象工事及び業務であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (4) 対象外の工事又は業務委託であっても、受注者が希望した場合は、受発注者協議の上、対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿屋市電子納品の手引」、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式等とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定する。なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がない場合、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げない。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は見積等により算定し、共通仮設費に積み上げ、業務においては特別経費に積み上げる。
- (2) 2(1)及び2(2)とする場合は、変更の対象とする。

5 システム利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、監督員及び主任監督員に加え、処理状況、変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人及び監理技術者（主任技術者）、管理技術者に限らず、処理状況、変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

この要領、「鹿屋市電子納品の手引」、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。